

府中市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成21年3月16日作成

平成21年3月19日公表

2. 府中市地域公共交通総合連携計画の区域

府中市全域

3. 府中市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

○効果的・効率的な公共交通体系の構築

幹線、支線の2層の交通体系を基本として、効果的・効率的な公共交通体系を構築する。交通体系の検討にあたっては、上位計画である「府中市・上下町合併建設計画」、「第3次府中市長期総合計画」に示された都市の将来像を踏まえ、府中市の中心である府中駅周辺と上下地域の中心である上下駅周辺を拠点としたサービスの提供を検討する。

○利用しやすい環境づくり

わかりやすい路線体系や情報提供など、利用者に利用しやすい環境を提供する。

○公共交通を支え・育てる体制づくり

持続可能な公共交通という観点から、本計画の検討母体である「府中市地域公共交通活性化協議会」をはじめとし、公共交通を考える地域組織の設立・運営の支援や、医療・商業施設といった公共交通の恩恵を受ける組織からの支援などについて検討する。

4. 府中市地域公共交通総合連携計画の目標

○公共交通利用者数の増加

計画期間内に、鉄道、バスといった公共交通全体で利用者の増加を図る。

○バスサービスに関する満足度の向上

府中市の公共交通体系において中心的な役割を担っているバスサービスに関する満足度の向上を図る。

○効率的な移動手段確保の実現

同じような経路を運行する複数の移動サービスの機能統合による効率化や、受益者負担の考えに則ったサービス提供により、効率的な移動手段確保の実現を図る。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・ 市街地循環便の試験運行、利用促進、運行改善（実施主体：府中市、(株)中国バス）
- ・ 交通結節点の機能向上（実施主体：府中市、(株)中国バス）
- ・ わかりやすい情報提供の実施（実施主体：府中市、(株)中国バス）
- ・ 公共交通を支える基盤環境の整備（実施主体：府中市、(株)中国バス）

6. 計画期間

平成21年度～平成25年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有（平成20年3月25日設立，名称：府中市地域公共交通活性化協議会，構成員：別添）

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

平成20年3月 平成19年度第1回協議会

- ・ 協議会の設置、規約、役員選出等について
- ・ 府中市の公共交通の現状について

平成20年5月 平成20年度第1回協議会

- ・ 業務委託業者の選定方法について

平成20年12月 平成20年度第2回協議会

- ・ 府中市地域公共交通総合連携計画（案）について
- ・ 連携計画策定に係る評価について
- ・ 今後の策定スケジュールについて

平成21年2月 平成20年度第3回協議会

- ・ 府中市地域公共交通総合連携計画（案）について
- ・ 地域公共交通活性化再生化・再生総合事業について

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

府中市地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、4回にわたって協議会で議論を行った。

- ・ 府中市老人クラブ連合会
- ・ 府中市町内会連合会
- ・ 府中市社会福祉協議会

また、平成21年1月16日から2月10日までの間、ホームページでパブリックコメントを実施した。

10. その他

- ・ 法第7条による提案の有無（無）
- ・ 送付時点における国の支援制度の活用
の想定
地域公共交通活性化・再生総合事業